事案番号	12309	
実施事案名	松山市指定居宅サービス (案)	等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の改正
政策等を策定 する趣旨, 目的及び背景	厚生労働省令を基準とし 現在、厚生労働省で、 定)。)基準については、介護保険法(平成9年法律第123号)により、 て各自治体が条例で定めることとされています。 当該省令の改正が予定されています(令和6年4月1日施行予 本市の上記基準を令和6年4月1日に施行するため、条例を改正す
策定根拠と なる法令等	び第2号並びに第74条	51項第2号、第70条第2項第1号、第72条の2第1項第1号及第1項及び第2項 第1項及び第2項 9事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第3
政策等の案の 関係資料	松山市指定居宅サーヒ 改正(案)の概要につい	ごス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等のいて

★意見提出期間が30日未満となった理由

実施結果の 公表予定日

所管課名 保健福祉部 介護保険課	
------------------	--

事案番号	12310	
実施事案名		・ビス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等 の効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の改正(案)
政策等を策定 する趣旨, 目的及び背景	り、厚生労働省令を基準 現在、厚生労働省で、 定)。	等の基準については、介護保険法(平成9年法律第123号)によ として各自治体が条例で定めることとされています。 当該省令の改正が予定されています(令和6年4月1日施行予 本市の上記基準を令和6年4月1日に施行するため、条例を改正す
策定根拠と なる法令等	1 項第 1 号及び第 2 号並 指定介護予防サービス	51項第2号、第115条の2第2項第1号、第115条の2の2第 2びに第115条の4第1項及び第2項 等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係 品的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)
政策等の案の 関係資料	松山市指定居宅サーヒ 改正(案)の概要につい	「ス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の って

★意見提出期間が30日未満となった理由

実施結果の 公表予定日

所管課名 保健福祉部 介護保険課	
------------------	--

事案番号	12311	
実施事案名	松山市指定地域密着型サ 改正(案)	ービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の
政策等を策定 する趣旨, 目的及び背景	り、厚生労働省令を基準 現在、厚生労働省で、 定)。	「スの基準については、介護保険法(平成9年法律第123号)によ として各自治体が条例で定めることとされています。 当該省令の改正が予定されています(令和6年4月1日施行予 本市の上記基準を令和6年4月1日に施行するため、条例を改正す
策定根拠と なる法令等	2号並びに第78条の4	2第1項及び第4項第1号、第78条の2の2第1項第1号及び第 第1項及び第2項 スの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働
政策等の案の 関係資料	松山市指定居宅サービ 改正(案)の概要につい	「ス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の って

★意見提出期間が30日未満となった理由

実施結果の 公表予定日

所管課名 保健福祉部 介護保険課	
------------------	--

事案番号	12312	
実施事案名		予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防 ための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の改正(案)
政策等を策定 する趣旨, 目的及び背景	号)により、厚生労働省 現在、厚生労働省で、 定)。	・防サービスの基準については、介護保険法(平成9年法律第123 ・令を基準として各自治体が条例で定めることとされています。 当該省令の改正が予定されています(令和6年4月1日施行予 本市の上記基準を令和6年4月1日に施行するため、条例を改正す
策定根拠と なる法令等	指定地域密着型介護予	の12第2項第1号並びに第115条の14第1項及び第2項 防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労
政策等の案の 関係資料	松山市指定居宅サーヒ 改正(案)の概要につい	「ス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の って

★意見提出期間が30日未満となった理由

実施結果の 公表予定日

事案番号	12313	
実施事案名	松山市指定介護老人福祉 (案)	施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の改正
政策等を策定 する趣旨, 目的及び背景	り、厚生労働省令を基準 現在、厚生労働省で、 定)。	での基準については、介護保険法(平成9年法律第123号)によ として各自治体が条例で定めることとされています。 当該省令の改正が予定されています(令和6年4月1日施行予 本市の上記基準を令和6年4月1日に施行するため、条例を改正す
策定根拠と なる法令等		31項並びに第88条第1項及び第2項 3の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39
政策等の案の 関係資料	松山市指定居宅サーヒ 改正(案)の概要につい	ス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の て

★意見提出期間が30日未満となった理由

実施結果の 公表予定日

所管課名 保健福祉部 介護保険課	
------------------	--

事案番号	12314	
実施事案名	松山市介護老人保健施設 (案)	の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の改正
政策等を策定 する趣旨, 目的及び背景	生労働省令を基準として 現在、厚生労働省で、 定)。	選準については、介護保険法(平成9年法律第123号)により、厚各自治体が条例で定めることとされています。 当該省令の改正が予定されています(令和6年4月1日施行予本市の上記基準を令和6年4月1日に施行するため、条例を改正す
策定根拠と なる法令等	介護保険法第97条第 介護老人保健施設の人 40号)	51項から第3項まで 員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第
政策等の案の 関係資料	松山市指定居宅サーヒ 改正(案)の概要につい	「ス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の って

★意見提出期間が30日未満となった理由

実施結果の 公表予定日

事案番号	12315	
実施事案名	松山市指定居宅介護支援	等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の改正(案)
政策等を策定 する趣旨, 目的及び背景	厚生労働省令を基準とし 現在、厚生労働省で、 定)。	基準については、介護保険法(平成9年法律第123号)により、 て各自治体が条例で定めることとされています。 当該省令の改正が予定されています(令和6年4月1日施行予 本市の上記基準を令和6年4月1日に施行するため、条例を改正す
策定根拠と なる法令等	項	51項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2 事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)
政策等の案の 関係資料	松山市指定居宅サーヒ 改正(案)の概要につい	ス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の て

★意見提出期間が30日未満となった理由

実施結果の 公表予定日

所管課名 保	是健福祉部	介護保険課
--------	-------	-------

事案番号	12316	
実施事案名		等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防 方法に関する基準等を定める条例の改正(案)
政策等を策定 する趣旨, 目的及び背景	厚生労働省令を基準とし 現在、厚生労働省で、 定)。	基準については、介護保険法(平成9年法律第123号)により、 て各自治体が条例で定めることとされています。 当該省令の改正が予定されています(令和6年4月1日施行予 本市の上記基準を令和6年4月1日に施行するため、条例を改正す
策定根拠と なる法令等	4 第1 項及び第2項 指定介護予防支援等の	51項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の2 9事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のた 5に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)
政策等の案の 関係資料	松山市指定居宅サーヒ 改正(案)の概要につい	「ス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の 、て

★意見提出期間が30日未満となった理由

実施結果の 公表予定日

所管課名 保健福祉部 介護保険課	
------------------	--

事案番号	12317	
実施事案名	松山市介護医療院の人員	、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の改正(案)
政策等を策定 する趣旨, 目的及び背景	省令を基準として各自治 現在、厚生労働省で、 定)。	いては、介護保険法(平成9年法律第123号)により、厚生労働合体が条例で定めることとされています。 当該省令の改正が予定されています(令和6年4月1日施行予本市の上記基準を令和6年4月1日に施行するため、条例を改正す
策定根拠と なる法令等		第1項から第3項まで 設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5
政策等の案の 関係資料	松山市指定居宅サーヒ 改正(案)の概要につい	ごス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等のいて

★意見提出期間が30日未満となった理由

実施結果の 公表予定日

所管課名 保健福祉部 高齢福祉課

事案番号	12318	
実施事案名	松山市特別養護老人ホー	ムの設備及び運営に関する基準を定める条例の改正(案)
政策等を策定 する趣旨, 目的及び背景	り、特別養護老人ホーム じ、各自治体が条例で定 現在、厚生労働省で、 定)。	基準については、老人福祉法(昭和38年法律第133号)によ の設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)に応 めることとされています。 当該省令の改正が予定されています(令和6年4月1日施行予 本市の上記基準を令和6年4月1日に施行するため、条例を改正す
策定根拠と なる法令等	老人福祉法第17条第 特別養護老人ホームの	51項 設備及び運営に関する基準
政策等の案の 関係資料	松山市指定居宅サーヒ 改正(案)の概要につい	「ス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の って

★意見提出期間が30日未満となった理由

実施結果の 公表予定日

所管課名	保健福祉部	高齢福祉課	

事案番号	12319	
実施事案名	松山市養護老人ホームの	設備及び運営に関する基準を定める条例の改正(案)
する趣旨,	護老人ホームの設備及ひ 体が条例で定めることと 現在、厚生労働省で、 定)。	については、老人福祉法(昭和38年法律第133号)により、養 運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)に応じ、各自治 されています。 当該省令の改正が予定されています(令和6年4月1日施行予 本市の上記基準を令和6年4月1日に施行するため、条例を改正す
策定根拠と なる法令等	老人福祉法第17条第 養護老人ホームの設備	51項 及び運営に関する基準
政策等の案の 関係資料	松山市指定居宅サーヒ 改正(案)の概要につい	「ス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の ・て

★意見提出期間が30日未満となった理由

実施結果の 公表予定日

所管課名 保健福祉部 高齢福祉課

事案番号	12320	
実施事案名	松山市軽費老人ホームの	設備及び運営に関する基準を定める条例の改正(案)
する趣旨,	老人ホームの設備及び通 自治体が条例で定めるこ 現在、厚生労働省で、 定)。	については、社会福祉法(昭和26年法律第45号)により、軽費 営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号)に応じ、各 ととされています。 当該省令の改正が予定されています(令和6年4月1日施行予 本市の上記基準を令和6年4月1日に施行するため、条例を改正す
策定根拠と なる法令等	社会福祉法第65条 軽費老人ホームの設備	j及び運営に関する基準
政策等の案の 関係資料	松山市指定居宅サーヒ 改正(案)の概要につい	「ス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の って

★意見提出期間が30日未満となった理由

実施結果の 公表予定日